

## 平子先生の安全衛生相談コーナー

Q

労働安全衛生法に基づき有機溶剤業務について、定期に作業環境測定を実施しています。作業内容や取扱量等に変更がない状況で、作業環境測定結果の評価がこれまで5年間、第1管理区分が継続しています。このような場合、作業環境測定特例許可を申請し、許可が出れば作業環境測定を簡略化する等が可能なのでしょうか。



また、法令の適用を除外する適用除外の制度について、制度の内容や申請の方法等について教えてください。

A1

作業環境測定特例許可については、粉じん障害防止規則第26条第3項並びに作業環境測定基準第10条第3項（特定化学物質の濃度の測定）及び第13条第3項（有機溶剤等の濃度測定）の規定に基づき所轄労働基準監督署長の許可が必要となります。この許可の運用については厚生労働省労働基準局長通達、平成2年7月17日付け基発第461号「作業環境測定特例許可について」（最新改正平成27年10月5日付け基発第1005第3号）が発出されております。

この通達による許可の基準等として、特例許可申請のあった単位作業場について、申請日以前の2年間において、次の事項のいずれにも適合する場合、許可するとなっています。

- (1) 作業環境測定が6ヶ月以内ごとに1回、定期に実施されていること。
- (2) 作業環境測定が測定基準に従って行われていること。
- (3) 作業環境測定の評価がすべて第1管理区分であること。
- (4) 作業環境測定の結果の評価が作業環境測定基準に従って行われていること。
- (5) 特定化学物質障害予防規則第2条第1項第3号の2に規定する特別有機溶剤を2種類以上含有するもの（混合特別有機溶剤）を測定する場合、その主成分（含有量：重量%が最大のもの）が、次の①又は②に掲げる物。
  - ①作業環境測定基準第10条第2項第5号に掲げる物。
  - ②作業環境測定基準第10条第2項第7号から第10号までに掲げる物。
- (6) 労働安全衛生法施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤を2種類以上含有するもの（有機溶剤の含有量の合計が5%を超えるものに限る。）（混合溶剤）を測定の対象とする場合、その主成分（含有量：重量%が最大のもの）が、次の①若しくは②又は③に掲げる物。
  - ①作業環境測定基準第10条第2項第5号に掲げる物。
  - ②作業環境測定基準第10条第2項第7号から第10号までに掲げる物。
  - ③作業環境測定基準第13条第2項各号に掲げる物。
- (7) 次のイからハまでに掲げる事項に変更がないこと。
  - イ 測定対象物
  - ロ 単位作業場所における有害業務の概要
  - ハ 単位作業場所の位置
- (8) 許可後の効力
  - ①粉じん測定の場合は、ろ過捕集方法による同時測定が必要なくなり、相対濃度指示方法（デジタル粉じん計）による測定ができます。
  - ②特定化学物質及び有機溶剤の測定の場合は、物の種類に応じた液体捕集方法等の試料採取方法が検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることがあります。

ただし、この場合において単位作業場所における1以上の測定点において、物の種類に応じた試料採取方法を同時にに行わなければならないため、単位作業場所の測定点をすべて検知管にすることはできない点に留意する必要があります。（※測定費用軽減のメリットはあります。）

③前記(7)イからハまでに掲げる事項に変更があった場合には、当該許可の効力は及ばないこととなります。

（例：作業環境測定士が行うデザインで、単位作業場所の測定点が変更した場合や作業で取扱う物質が替わり測定対象物が変更となった場合等。）

**A2**

法令の適用を除外する制度については、次の規則に規定されています。

**(1) 鉛中毒予防規則関係**

①第2条(除外業務)

労働安全衛生法施行令別表第4第15号の業務で、当該業務に従事する労働者が鉛等によって汚染されることにより健康障害を生ずるおそれが少ないと当該事業場を管轄する所轄労働基準監督署長が認定した場合。

②第3条(適用の除外)

第3条第1号から第4号各号の該当する場合、鉛中毒予防規則の一部が適用除外されます。

**(2) 特定化学物質障害予防規則関係**

①第2条の2(適用の除外)

第1号から第8号(10種類の業務)のいずれかに該当する業務。

ただし、適用が除外される業務でも、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害を起こすおそれのあるもの(令別表第3第2号11の2クロロホルム外7物質)については、同規則第44条(保護衣等)及び第45条(保護具の数等)の規定は適用されます。

**(3) 有機溶剤中毒予防規則関係**

①第2条(適用の除外)

第2章、第3章、第4章中第19条、第19条の2及び第24条から第26条まで、第7章並びに第9章の規定は、次の各号のいずれかに該当するとき、適用が除外されます。(設備の設置及び性能、有機溶剤作業主任者、有機溶剤等の掲示および表示等、有機溶剤業務を行う都度必要とする措置に限定して適用が除外されます。)

1)屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が下表に掲げる式により計算した量(「有機溶剤等の許容消費量」)を超えないとき。

2)タンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、1日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = 1/15 \times A$
第2種有機溶剤等	$W = 2/5 \times A$
第3種有機溶剤等	$W = 2/3 \times A$

W=有機溶剤等の許容消費量(単位:g)  
A=作業場の気積(床面から4メートルを超える高さにある空間を除く。  
(単位:m<sup>3</sup>)  
※ただし、気積が150m<sup>3</sup>を超える場合は、150m<sup>3</sup>とする。

**②第3条**

この有機溶剤中毒予防規則(第4章中第27号及び第8章を除く。)は、第1条第1項第6号ハからルまでのいずれかに掲げる業務に従事させる場合において、次のいずれかに該当するとき、適用が除外されます。

1)屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないとき。

2)タンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、1日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えないとき。

なお、第3条による適用除外は、第2条において有機溶剤業務を行う都度必要とする措置の適用除外に加え、健康診断や作業環境測定のように一定期間ごとに行うべき措置について適用が除外されることになりますが、当該事業場を管轄する所轄労働基準監督署長の認定を受けなければなりません。

※認定の申請手続等は、有機溶剤中毒予防規則第4条を参照してください。

※回答1及び回答2を参照し、詳細は所轄の労働基準監督署担当官にお尋ねください。